

陳情第52号	受理年月日	令和7年9月2日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情について	
<p>要 旨</p> <p>貧困と格差が広がる中で、生活保護を利用している市民の生活は日々困難になっている。</p> <p>異常な物価高騰の中で、医療や介護や家賃を除く、単身世帯の毎月の生活扶助費は7万円前後と少額のための生活苦。異常気象の中で、エアコン購入費や電気代の負担にも対応できていない。借家探しでも、本市の単身世帯の住宅扶助費29,000円では、高台であったり、交通や買い物が不便な場所、街中でも6畳一間の古くて狭い部屋を選ばざるを得ない。</p> <p>そんな中で、介護サービスを必要とする生活保護利用者に対して、事業所が購入し、おむつの取り換えなどのサービスをする場合、事業所は、おむつ代を一枚ずつ、その都度保護課に請求するのではなく、ほとんどの場合、1月単位でまとめて保護課に請求している。</p> <p>ところが、その月の途中で生活保護利用者が亡くなった場合、保護課は、「利用者の生存中の保護費で、未支給のものを求める権利は、保護受給者の死亡によって消滅する」として、費用が支給されない。そのために、おむつ代を立て替えている事業所が負担することになり、多くの事業所が困っている。</p> <p>一方、保護課も、おむつ代などを毎日請求されると事務の負担が増えるため、事業者に対して「1月分をまとめて請求していただけないか」と言う場合も多くある。</p> <p>それなのに、利用者が生きている間はおむつ代などは支払われるが、利用者が亡くなった途端、生存中に利用者が使ったものでも未請求のおむつ代などは支払われない。全く理にかなわない対応である。</p> <p>こうした問題は、介護や医療に関するおむつ代などだけではなく、透析を必要とする利用者の介護タクシー料などにも及び、その負担が全てタクシー事業者や運転手にかかってくる。</p>		

(続 く)

こうしたことは、生活保護利用者に対する差別にもつながりかねず、生活保護利用者のサービス利用が敬遠される風潮に拍車をかけることにもなりかねない。

以上のことから、次のとおり陳情する。

1. 生活保護利用者の死亡に際して、生存中に使用した、おむつ代などの費用を支給すること。